

## 愛媛県教職員バドミントン連盟規約

### 第1章 総 則

第1条 本会は、愛媛県教職員バドミントン連盟（以下「本会」という。）と称す。

第2条 本会は、愛媛県県下に勤務又は住居を持つ教職員及び永年勤務し定年等で退職した教職員OBのうち、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

### 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、県下教職員バドミントン競技の健全なる普及と発展を図り、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 日本教職員バドミントン連盟及び愛媛県バドミントン協会並びに関係諸機関との連絡協議
2. 大会及び講習会等の開催
3. 全国大会及び対外競技大会への選手派遣
4. バドミントン競技に関する調査、研究
5. その他本会の目的達成に必要な事項

### 第3章 機 関

第5条 本会の機関は理事会及び常務理事会とする。

第6条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事をもって構成し、本会の重要事項を審議する。

- (1) 事業及び収支決算報告
- (2) 規約の改廃、役員を選任
- (3) その他の重要案件

第7条 理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき及び理事から要求があったときは、臨時に開催することができる。

第8条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長欠席のときは、会長の指名による。

第9条 理事会は、構成員の半数の出席（委任出席を含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

第10条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成し、理事会から委嘱された事項を審議する。

第11条 常務理事会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 役 員

第12条 本会に、下記の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名

副理事長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

第13条 会長、副会長は、理事会において推薦する。

理事は理事会の推薦により会長が委嘱する。

理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選により会長が委嘱する。

監事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第14条 本会は、理事会の議を経て顧問、参与をおくことができる。

第15条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### 第5章 会 計

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### 附 則

本規約に記載されていない事項については、常務理事会において決し、理事会の承認を得るものとする。

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。